

議案第76号

勝山市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

勝山市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成31年2月26日提出

勝山市長 山岸 正裕

提案理由

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）の改正に伴い、災害援護資金の利率と保証人の有無による規定を条例で定めたいため、この案を提出する。



附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の勝山市災害弔慰金の支給等に関する条例第 14 条及び第 15 条第 3 項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。